

平成 28 年度実施施策に係る事前分析表

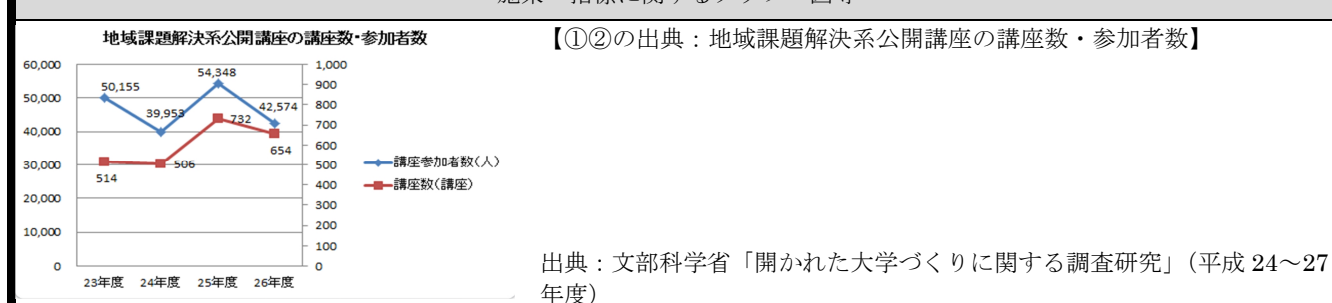
(文部科学省 28-1-2)

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 生涯を通じた学習機会の拡大 |
| 施策の概要 | 高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。 |

| | |
|--------------|--|
| 達成目標 1 | 学習の成果を活用して地域・社会における課題の解決を図る取組の手法を学習する機会を提供する。 |
| 達成目標 1 の設定根拠 | <p>教育基本法においては、生涯学習の理念として、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と規定されており、学習成果の活用を促進する必要性が示されている。特に近年、地域課題や社会的課題が多様化・複雑化する中、国民一人一人が生涯学習活動の成果を生かし、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決に取り組むことが重要となっており、これらの取組を全国的に推進する必要がある</p> <p>そのため、大学・短期大学において、地方自治体や地域課題に取り組むNPO等と連携して、様々な社会課題の解決に資する実践的な公開講座が充実するよう、大学・短期大学における公開講座の取組を促進する。</p> |

| 成果指標 (アウトカム) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
|-------------------------------|----------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 23年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 毎年度 |
| ①各大学・短期大学の地域課題解決系の公開講座参加者数(人) | 50,155 | 50,155 | 39,953 | 54,348 | 42,574 | — | 50,155 |
| | 年度ごとの目標値 | — | 50,155 | 50,155 | 50,155 | 50,155 | — |
| | 目標値の設定根拠 | 地域課題解決系の公開講座の受講を通じて、地域住民による地域課題解決のための学習が進むことが考えられることから、大学・短期大学における地域課題解決系の公開講座の参加者数について、当該数値の調査を開始した平成 23 年度の数値を基準値とし、毎年度、当該数値を上回ることを指標とした。 | | | | | |
| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 23年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 毎年度 |
| ②各大学・短期大学の地域課題解決系公開講座開設数(講座) | 514 | 514 | 506 | 732 | 654 | — | 514 |
| | 年度ごとの目標値 | — | 514 | 514 | 514 | 514 | — |
| | 目標値の設定根拠 | 講座数は大学・短期大学の自主的な取組によるものであるが、各大学・短期大学の地域課題解決系公開講座開設数について、当該数値の調査を開始した平成 23 年度の数値を基準値とし、毎年度、当該数値を上回ることを指標とした。 | | | | | |

施策・指標に関するグラフ・図等



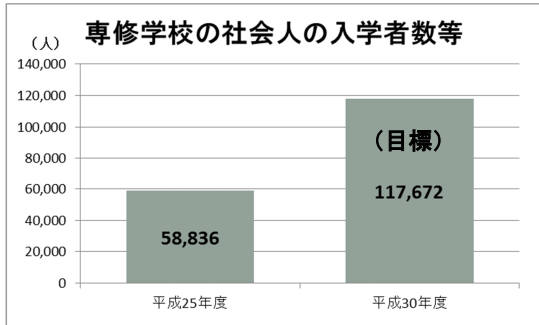
| 達成手段 (事業) | | | |
|-----------------------------|--|---------|--------------|
| 名称 (開始年度) | 平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】 | AP との関係 | 行政事業レビュー事業番号 |
| 生涯学習施策に関する調査研究 (平成 9 年度) | 44 (25) | — | 0013 |
| 放送大学の充実・整備 (昭和 58 年度) | 7,687 (7,294) | — | 0016 |
| 平成 27 年度評価 からの変更点 | 達成手段であった事業（全国生涯学習ネットワークフォーラム）の廃止に伴い、成果指標・活動指標・達成手段を変更。 | | |
| 行政事業レビューとの 連携状況 | — | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|-------|----------------|----------------|------------------|-----------|
| 達成目標 2 | 生涯学習を通じた能力・技術向上の教育機関として専修学校教育の質の向上が図られ、社会人等の多様な学習ニーズに応えるための学習機会を提供する。 | | | | | | |
| 達成目標 2 の 設定根拠 | 第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「需要の見込まれる分野における厚みのある中核的・専門の人材層を確保していくことも重要であり、産業界等のニーズを踏まえた実践的な職業教育を受けやすくする必要」がある。「『生涯現役・全員参加型社会』を実現する観点からも、これらの分野を中心として、キャリアアップや再チャレンジを目指す社会人など学習を必要とする全ての人々が、生涯のどの時点においても学び直し、社会で活躍できる環境を構築していく必要がある」とされている。このため、実践的な職業教育機関である専修学校における生涯学習の機会を充実させることが必要である。 | | | | | | |
| 成果指標 (アウトカム) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 25 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 30 年度 |
| ①専修学校の社会人の 入学者数等 | 58,836 人 | — | — | 58,836 人 | 69,995 人 | 72,198 人 | 117,672 人 |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 日本再興戦略—JAPAN is BACK—（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）中短期工程表において、「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年で 24 万人」との目標が掲げられており、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発等や「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上により、専修学校の社会人の入学者数等を平成 30 年度に平成 25 年度の倍増とすることを成果指標として設定した。 | | | | | |
| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 25 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 毎年度 |
| ①専修学校と産業界等 が連携した実践的な 職業教育の取組の件 数 | 87 件 | 7 件 | 47 件 | 87 件 | 126 件 | 113 件 | 前年度以上 |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 産業や社会構造の変化に伴う多様な学習ニーズに対応するためには、社会人等が学びやすい仕組みの構築や質の高い教育プログラムなど実践的な職業教育を充実することが重要である。そのため、専修学校等と産業界の連携等により企業や地域の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発や専修学校における質保証の取組等を推進することが重要であり、その取組件数を前年度以上とすることを活動指標として設定した。 | | | | | |
| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 25 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 毎年度 |
| ②職業実践専門課程 の認定校数 上段:当該年度までの認 定校数 | 470 校 (17%) | — | — | 470 校 (17%) | 673 校 (24%) | 833 校 (29.5%) | 前年度以上 |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |

| | | |
|-------------------|----------|--|
| 下段：0は全専門学校校に占める割合 | 目標値の設定根拠 | 企業等との密接な連携により、最新の実務の知識を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定している。そのような「職業実践専門課程」の認定校数を前年度以上とすることを活動指標として設定した。 |
|-------------------|----------|--|

施策・指標に関するグラフ・図等

成果指標①：専修学校の社会人の入学者数等】



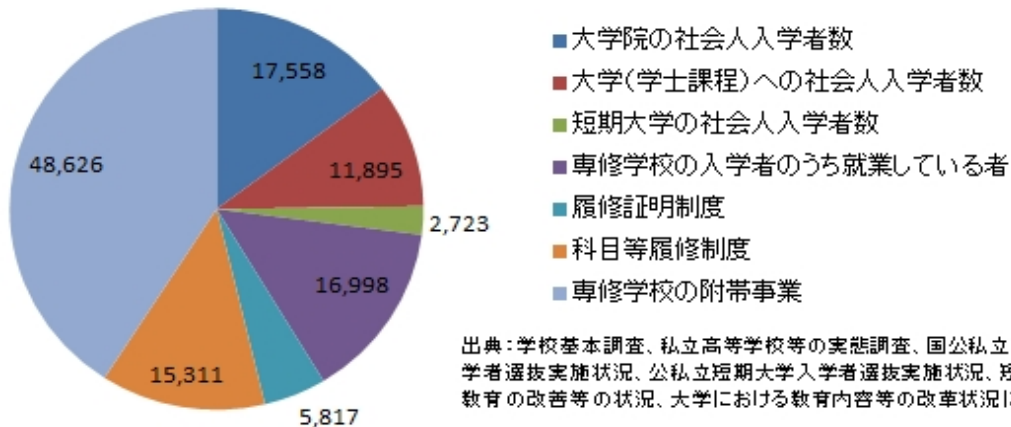
※専修学校の社会人の入学者数等は、学校基本調査の「専修学校の入学者のうち就業している者」と私立高等学校等実態調査の「専修学校の附帯事業の社会人受入数」と私立高等学校等実態調査の「科目等履修生数」の合計

参考指標：大学・専門学校等での社会人受講者数】

日本再興戦略—JAPAN is BACK—（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）中短期工程表において、「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年で 24 万人（現在 12 万人）」との目標を提示。

大学・専門学校等での社会人受講者数(日本再興戦略策定時※)

※複数の既存調査を基に作成しているため、各データの調査対象年度は統一されていない。



出典：学校基本調査、私立高等学校等の実態調査、国公私立大学入学者選抜実施状況、国公私立短期大学入学者選抜実施状況、短期大学教育の改善等の状況、大学における教育内容等の改革状況について

※教育再生実行会議第六次提言（平成 27 年 3 月 4 日）において、社会人の学び直しの更なる充実に向けて、以下のような具体的な取組を提示。

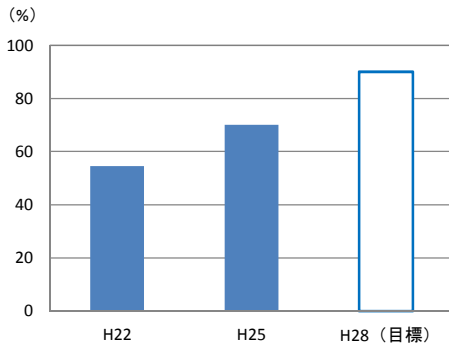
- 大学、専修学校等は社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進。大学等における実践的・専門的プログラムを認定、奨励する仕組みを構築。
- 大学等での e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進。放送大学において、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等を推進。
- 社会人の学びに対する経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用推進。社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援を充実。
- 教育行政と労働、福祉行政の連携を一層強化。事業主の協力も得て、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などを検討。

| 達成手段 (事業) | | | |
|--|--|---------|--------------|
| 名称 (開始年度) | 平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】 | AP との関係 | 行政事業レビュー事業番号 |
| 成長分野等における中核的専門 人材養成等の戦略的推進 (平成 23 年度) | 1,533 (1,567) | — | 0012 |
| 専修学校版デュアル教育推進事業 (平成 28 年度) | 148 | — | 新 28-0002 |
| 職業実践専門課程等を通じた専 修学校の質保証・向上の推進 (平成 25 年度) | 183 (183) | — | 0021 |
| 専修学校留学生就職アシスト事業 (平成 25 年度) | 53 (58) | — | 0022 |
| 専門学校生への効果的な経済的 支援の在り方に関する実証研究 事業 (平成 27 年度) | 305 (305) | — | 0024 |
| 達成手段 (法令改正・税制措置) | | | |
| 名称 (開始年度) | 概要 | | 担当課 (関係課) |
| 職業実践専門課程 (平成 26 年度) | 専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する仕組み。 | | 生涯学習推進課 |
| 平成 27 年度評価 からの変更点 | — | | |
| 行政事業レビューと の連携状況 | — | | |

| | |
|------------------|--|
| 達成目標 3 | 大学等及び社会教育施設において、消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。 |
| 達成目標 3 の 設定根拠 | <p>グローバル化や高度情報化の進展等により消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化する中、国民の一人一人が自立した消費者として豊かな消費生活を営むことができるよう、誰もが、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる学習機会の充実を図ることが重要である。</p> <p>このため、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう「男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。」ことが求められている。</p> <p>また、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成のため消費者教育の推進が求められている。上記基本計画では、具体的な施策として、各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携・協働して体系的に進める体制の確立、大学等における消費者教育として被害防止のための大学等の取組の実施を促す、各講座等での消費者教育の導入事例を共有する、学生等の地域の消費者教育活動の積極的な参画を促進する及び社会教育施設における消費者教育の推進等について取り組むこととしている。</p> <p>これらの取組を進めることにより、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動することができ、また、事業者や行政など消費者を取り巻く主体が消費者のことを十分考慮して行動する社会を形成することが必要である。</p> |

| 成果指標 (アウトカム) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
|--|---------------------|--|-----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| ①大学等において消費者問題に関する啓発・情報提供を行っている割合 ※学生に対する入学時のガイダンスや学内掲示の実施、教職員に対する啓発講座の実施等を行っている割合 ※全国の国公立の大学及び高等専門学校(1,186校 平成25年5月1日現在)に対する割合 | 学生 ※3年ごとに調査 | — | — | 96.3% | — | — | 90%以上 |
| | 教職員 ※3年ごとに調査 | — | — | 18.9% | — | — | 45% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 学生については、一般的に90%程度が高水準と考えられること及び実績値を踏まえ、平成29年度(「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下、基本方針)終了年度)に、90%以上を維持することを目標に設定した。教職員については、実績値を踏まえ、平成29年度(基本方針終了年度)に50%を目標に設定しているため、途中年度の平成28年度は45%に設定した。 | | | | | |
| ②大学等において消費生活センター等と連携している割合 ※消費生活センター等が作成した教材等による学生への情報提供や相談窓口の紹介、また講義等の講師を依頼する等の取組を実施している割合 ※全国の国公立の大学及び高等専門学校(1,186校 平成25年5月1日現在)に対する割合 | 50.1% ※3年ごとに調査 | — | — | 66.7% | — | — | 85% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 一般的に90%程度が高水準と考えられることから、平成29年度(基本方針終了年度)に90%以上の連携を目標に設定し、途中年度の平成28年度は85%に設定した。 | | | | | |
| ③都道府県・政令市教育委員会において社会教育における消費者教育の取組を行っている割合 ※都道府県及び市区町村教育委員会(67か所 平成25年5月1日現在)に対する割合 | 54.5% ※3年ごとに調査 | — | — | 70.1% | — | — | 85% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 一般的に90%程度が高水準と考えられることから、平成29年度(基本方針終了年度)に90%以上を目標に設定し、途中年度の平成28年度は85%に設定した。 | | | | | |
| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| ①消費者教育実践者等の情報交換や連携を促進する機会(消費者教育フェスタ、ワークショップ、アドバイザー派遣等の実施状況(回数、参加者数、満足度)) | 1回 661名 86.9% | 3回 1,275名 95.0% | 2回 1,420名 97.1% | 8回 989名 98.3% | 18回 736名 99.5% | 13回 912名 98.7% | 7回 400名 90% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 実施回数については、実績・予算を勘案し、フェスタ・ワークショップ2回開催及びアドバイザー5回派遣の計7回を目標に設定した。参加者数については、会場の収容能力により定員が200名となることが多いため、同規模での2回実施を目標として400名に設定した。満足度については、一般的に90%程度が高水準と考えられることから90%に設定した。 | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |

【成果指標③：都道府県・政令市教育委員会において社会教育における消費者教育の取組を行っている割合】



出典：消費者教育に関する取組状況フォローアップ調査（平成25年度）

【調査対象】：都道府県及び市区町村教育委員会（1,789か所 平成25年5月1日現在）

全国の国公私立の大学及び高等専門学校（1,186校 平成25年5月1日現在）

【活動指標①：消費者教育実践者等の情報交換や連携を促進する機会（消費者教育フェスタ、ワークショップ、アドバイザー派遣等の実施状況（回数、参加者数、満足度））】

●消費者教育フェスタについて

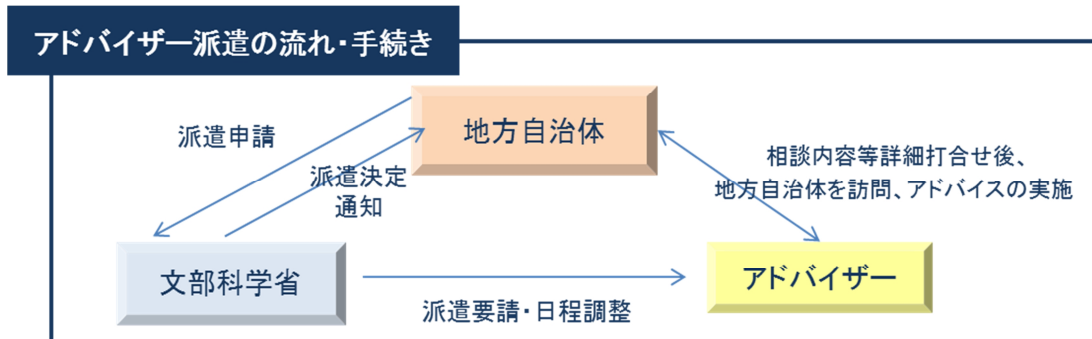
（趣旨）平成24年の消費者教育推進法では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、推進法により閣議決定された基本方針では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が求められています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを全国3か所で開催。

（対象）教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等

※なおワークショップについては、H22年度限りで実施し、現在は開催していない。

●アドバイザー派遣について



達成手段
(事業)

| 名称 (開始年度) | 平成28年度予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | 行政事業レビューシート番号 |
|-------------------------------|-----------------------------------|--------|---------------|
| 連携・協働による消費者教育推進事業 (平成27年度) | 17 (15) | — | 0023 |
| 平成27年度評価からの変更点 | — | | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | | |

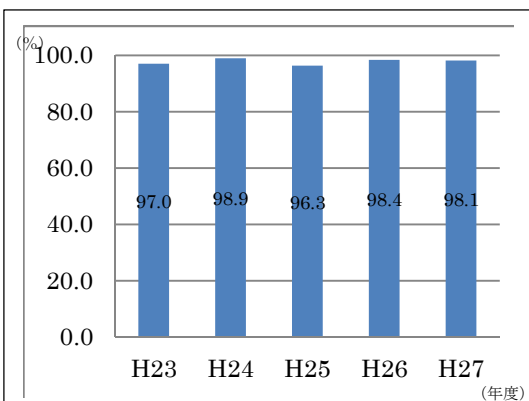
| | | | | | | | |
|---|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 達成目標 4 | 男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。 | | | | | | |
| 達成目標 4 設定根拠 | <p>男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき最重要課題であり、人口減少社会を迎えた我が国において経済・社会の活力を維持・向上していくためには、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できることが重要である。この実現のためには、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実を図ることが重要であり、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。</p> <p>また、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、例えば男女共同参画社会の形成の促進など、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。</p> <p>これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。</p> | | | | | | |
| 成果指標 (アウトカム) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 23 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 32 年度までの毎年度 |
| ① 国立女性教育会館における「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修（管理職コース）」の満足度 ※受講後に研修受講者へのアンケートを実施し、本研修について「非常に満足であった」「満足であった」と回答した者の割合。（平成 27 年度までは有用度） | 97% | 97% | 98.9% | 96.3% | 98.4% | 98.1% | 90% |
| | 年度ごとの目標値 | 85% | 85% | 85% | 85% | 90% | |
| | 目標値の設定根拠 | 国立女性教育会館の中期計画（第 4 期：平成 28～32 年度）における「毎年度 90%以上の研修参加者からの満足の評価を得る。」と同様の目標値として毎年度の参加者からの満足度 90%を設定した。 | | | | | |
| ② 国立女性教育会館のポータルサイトへの年間アクセス件数 | 273,456 件 | 273,456 件 | 285,985 件 | 367,306 件 | 361,721 件 | 391,670 件 | 35 万件 |
| | 年度ごとの目標値 | 26 万件 | 27 万件 | 28 万件 | 29 万件 | 30 万件 | |
| | 目標値の設定根拠 | 平成 27 年度までの目標値は、国立女性教育会館の中期計画（第 3 期）における「中期目標期間中に、アクセス件数については年間 30 万件以上を達成する。」と同様の目標値を設定した。 平成 28 年度以降の目標値は、中期目標（第 4 期）において、「中期目標期間中に、アクセス件数については年間 35 万件を達成する。」と同様の目標値を設定した。 | | | | | |
| ③ 男女共同参画に関するワークショップ、フェスタ等の受講者満足度※受講後に受講者へのアンケートを実施し、本事業について「非常に満足であった」「満足であった」と回答した者の割合。 | — | — | 86.5% | 86.0% | 94.7% | 95.0% | 80.0% |
| | 年度ごとの目標値 | — | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | |
| | 目標値の設定根拠 | 男女共同参画を推進する行政担当者、男女共同参画センター、女性団体や NPO 等が、グッド・プラクティスや課題の共有を行うためのフェスタ等を実施することで、分野を越え、連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成を図ることができる。そのため、参加者の大多数である 80%が本ワークショップ、フェスタ等に満足することを成果指標とした。 | | | | | |
| ④ 国立大学における保育環境の整備割合 ※国立大学のうち、保育所又は保育施設・設備を有すると答えた大学の割合。 | — | — | — | — | — | 69.4% | 100% (33 年度までに) |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | | | |
|--|----------|---|----------|----------|----------|----------|--------------------|
| | 目標値の設定根拠 | 「女性活躍加速のための重点方針 2016」の中で、「大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する」こととされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である平成33年度までに、国立大学において保育環境の整備が100%となることを指標とした。 | | | | | |
| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 23～27年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 32年度 (28年度～の累計) |
| ①国立女性教育会館における研修実施件数 | 37件 | 7件 | 8件 | 6件 | 8件 | 8件 | 40件以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 中期計画(第4期)における「調査研究事業の成果を取り入れた研修を中期目標期間中に40件以上実施する。」と同様の目標値を設定した。 | | | | | |
| ②国立女性教育会館のデータベースに蓄積したデータ件数 | 545,671件 | 545,671件 | 573,394件 | 601,634件 | 637,770件 | 669,100件 | 13万件以上 |
| | 年度ごとの目標値 | 52万件 | 54万件 | 56万件 | 58万件 | 60万件 | |
| | 目標値の設定根拠 | 平成27年度までの目標値は、国立女性教育会館の中期計画(第3期)において、「中期目標期間中に、データベース化件数については累計60万件以上」を達成するとされていることを踏まえ設定した。 平成28年度以降の目標値は、中期目標(第4期)における「中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上を達成する。」と同様の目標値を設定した。 | | | | | |
| ③男女共同参画の視点からのキャリア教育の推進に資する資料(ブックレット、ワークショッププログラム等)又は地域における女性の学びの促進に資する資料(事例集、調査研究成果等)の作成点数 | — | — | 2点 | 2点 | 1点 | 3点 | 毎年度1点以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | 1点 | 1点 | 1点 | 1点 | |
| | 目標値の設定根拠 | 男女共同参画の推進に関する学習者に対し、毎年度一つは、HP等により入手可能な成果物を提供するため、地方公共団体、女性関連施設、学校等の教育・学習活動に資する資料を、毎年度1点以上作成することを目標として設定した。 | | | | | |

施策・指標に関するグラフ・図等

【成果指標①】

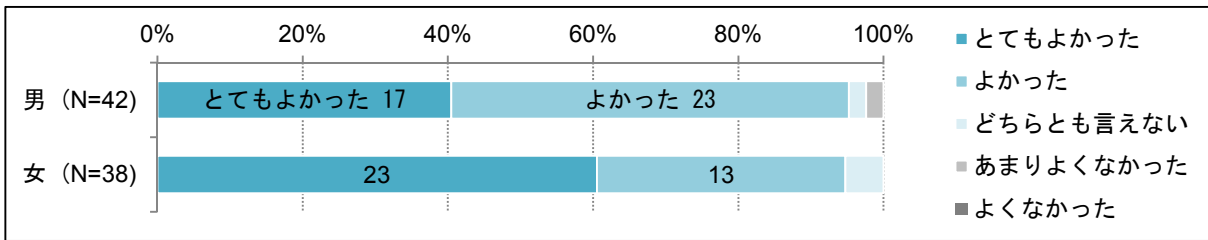
国立女性教育会館における「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修(管理職コース)」の有用度(%)】



地域における男女共同参画の推進を図るため、女性関連施設、地方自治体、民間団体の職員を対象とした学習の場を提供。男女共同参画推進リーダーとして必要な知見、マネジメント能力、ネットワーク構築力を向上させるための高度で実践的な研修を実施。

出典：国立女性教育会館における「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修(管理職コース)」アンケートアンケートの母数(参加者数)：53人

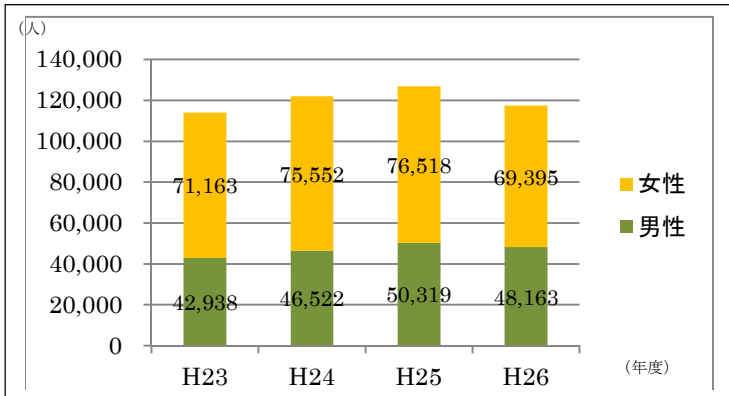
【成果指標③：男女共同参画に関するワークショップ、フェスタ等の受講者満足度（%）】



大学生等が男女共同参画などについて学ぶ機会を提供するため、同世代の男子学生、女子学生のお互いの本音トークをヒントに将来の「生き方」や「働き方」、パートナーとの関係などを一緒に考えるワークショップを実施。

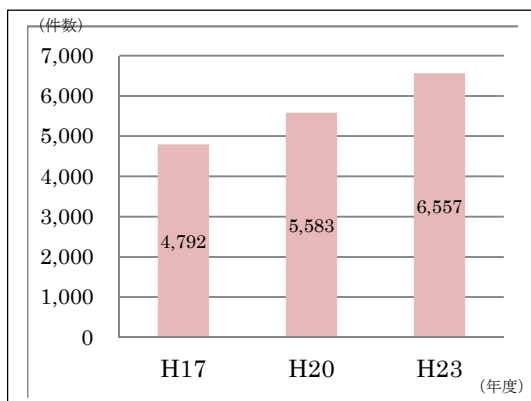
出典：「100人男子会×女子会！～学生だけの本音ミーティング in とやま～」参加者アンケート(平成27年11月7日実施)アンケートの母数(参加者数)：80人

【参考指標①：国立女性教育会館における延べ利用者数】



出典：・独立行政法人国立女性教育会館自己点検・評価及び外部評価報告書(平成26年度)

【参考指標②：女性教育施設における学級・講座の開設状況】



出典：文部科学省「社会教育調査」平成23年度結果(公表日：平成25年3月29日)女性教育施設における学級・講座開設数(主催)のうち、趣味・けいごと、体育・レクリエーションを除く学習内容(指導者養成、家庭教育、職業知識・技術の向上等)を実施している件数

| 達成手段 (事業) | | | |
|--------------|-------------------------------------|--------|------------------|
| 名称 (開始年度) | 平成28年度当初予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | 行政事業レビュー事業 番号 |
| | | | |

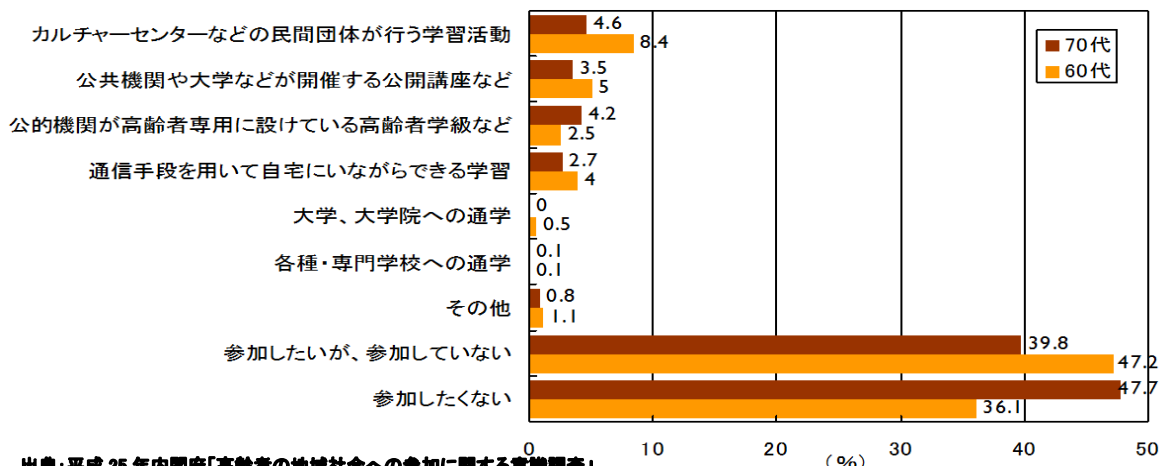
| | | | |
|---|---|--|-----------|
| 男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業 (平成 24 年度) | 29 (23) | — | 0020 |
| 地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討 (平成 28 年度) | 21 | — | 新 28-0003 |
| 独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 524 (540) | — | 0018 |
| 国立女性教育会館施設整備に必要な経費 (平成 13 年度) | 0 (5) | — | 0019 |
| 達成手段（独立行政法人の事業） | | | |
| 名 称 (開始年度) | 平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】 | 事業の概要 | |
| 独立行政法人国立女性教育会館「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修(管理職コース)」 (平成 18 年度) | 524 の内数 (540 の内数) | 地域における男女共同参画の推進を図るため、女性関連施設、地方自治体、民間団体の職員を対象とした学習の場を提供。男女共同参画推進リーダーとして必要な知見、マネジメント能力、ネットワーク構築力を向上させるための高度で実践的な研修を実施。 | |
| 独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル及びデータベースの整備充実、利便性の向上 (平成 18 年度) | 524 の内数 (540 の内数) | データやコンテンツを継続的に整備充実することにより、政策担当者、研究・学習者、団体・グループ関係者、メディア関係者等ユーザのニーズに、迅速・的確に応えるアクセス手段を提供。 | |
| 平成 27 年度評価からの変更点 | — | | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | | |

| | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 達成目標 5 | 高齢者の地域づくりへの主体的な参画に資する生涯学習の機会を提供する。 | | | | | | |
| 達成目標 5 の設定根拠 | <p>「高齢社会対策大綱」においては、活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果を生かしたりできるよう、高齢者の社会参加活動を促進することが求められている。</p> <p>高齢社会の進展にともない、高齢者自身が地域社会の担い手となっていくことが求められており、地域の様々な課題解決のためには、多くの高齢者がより一層元気に、豊かな知識・技術・経験を十分に生かしながら、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備することが必要である。</p> | | | | | | |
| 成果指標 (アウトカム) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 一年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 毎年度 |
| ① 「高齢者による地域活性化促進事業」において実施するフォーラムの参加者の評価 | — | — | — | — | — | 86% | 80%以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | 80%以上 | |
| 目標値の設定根拠 | <p>高齢者の地域づくりへの主体的な社会参加に資する生涯学習の機会が充実するためには、本フォーラムの、主な参加者となる行政、NPO、大学等研究機関及び企業等が連携し、高齢者の活動を側面から支援する仕組みづくりを推進することが必要であり、そのために仕組みづくりに実際に取り組む参加者の評価を「成果指標」として設定した。目標値については、平成 26 年度まで行っていた類似事業におけるアンケート調査において、有効回答のうち「非常に満足」又は「満足」と回答した割合が 97 人中 77 人であり、約 80%であったため、当該数値を考慮し、80%とした。</p> | | | | | | |

| 活動指標 (アウトプット) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
|---------------------------------------|----------|---|------|------|------|------|------|
| | 一年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| ①「高齢者による地域活性化促進事業」において実施するフォーラムへの参加人数 | — | — | — | — | — | 534名 | 180人 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | 180人 | |
| | 目標値の設定根拠 | 評価を行う本フォーラムへより多くの方に御参加いただくことが重要だと考え、参加人数を活動指標として設定した。 また、目標値については、これまでの類似事業における実績を勘案し設定した。 | | | | | |

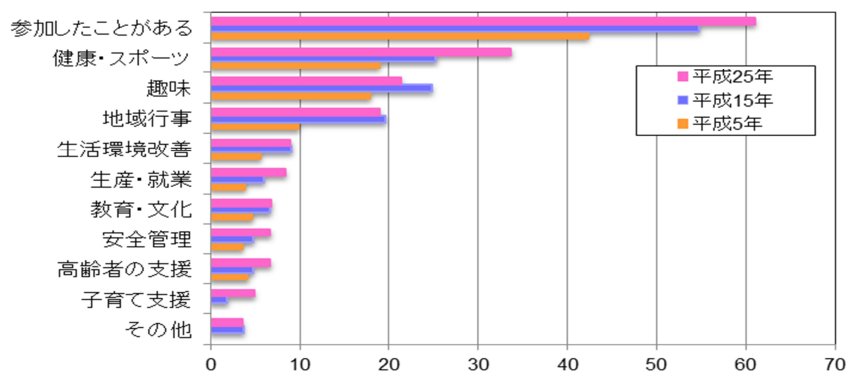
施策・指標に関するグラフ・図等

【高齢者の学習活動への参加状況（複数回答）】



出典：平成25年内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
 調査数 3,000人、うち有効回答 1,999人
 調査数 3,000人、うち有効回答 1,999人

【高齢者のグループ活動への参加状況（複数回答）】



調査数 3,000人、うち有効回答 1,999人

出典：平成25年内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
 (注1) 調査対象は、全国の60歳以上の男女
 (注2) ※は、調査時に選択肢がないなどで、データが存在しないもの。

達成手段
(事業)

| 名称 (開始年度) | 平成28年度当初予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | 行政事業レビュー事業番号 |
|--------------|-------------------------------------|--------|--------------|
| | | | |

| 高齢者による地域活性化促進事業 (平成 27 年度) | 3 (4) | — | 0025 |
|---|---|--|------|
| 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 2,749 (2,765) | — | 0017 |
| 達成手段 (独立行政法人の事業) | | | |
| 名 称 (開始年度) | 平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】 | 事業の概要 | |
| 独立行政法人国立科学博物館 展示事業 (平成 13 年度) | 2,749 の内数 (2,765 の内数) | 調査研究の成果と標本資料を活用し、上野本館、筑波実験植物園、附属自然教育園で展開する常設展のほか、人々の興味や関心の高いテーマで特別展や企画展を実施する。 | |
| 独立行政法人国立科学博物館 学習支援事業 (平成 13 年度) | 2,749 の内数 (2,765 の内数) | 調査研究の成果と標本資料を活用し、児童生徒から一般成人、教員等を対象に、講義や体験教室等多様な事業を、学会や企業と連携しつつ実施するとともに、学校との連携を図る事業や学習プログラムの開発・普及を推進する。 | |
| 平成 27 年度評価 からの変更点 | — | | |
| 行政事業レビューと の連携状況 | — | | |

<参考>本施策に関連する事業

| 達成手段 (事業) | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 名 称 (開始年度) | 平成 28 年度予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】 | 行政事業レビューシート番号 |
| 高等学校卒業程度認定試験等 (平成 17 年度) | 300 (242) | 0014 |

| 施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額) | | | | | | |
|---|---------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|
| | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度要求額 | |
| 予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 | 13,007,533 ほか復興庁一括 計上分 235,292 | 13,047,057 ほか復興庁一括 計上分 109,067 | 13,595,131 ほか復興庁一括 計上分 0 | 14,878,594 ほか復興庁一括 計上分 0 | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | |
| | 補正予算 | 143,667 ほか復興庁一括 計上分 0 | 0 ほか復興庁一括 計上分 0 | 0 ほか復興庁一括 計上分 0 | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | | |
| | 繰越し等 | 1,932,951 ほか復興庁一括 計上分 0 | 5,329 ほか復興庁一括 計上分 0 | | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | | | |
| | 合計 | 15,084,151 ほか復興庁一括 計上分 235,292 | 13,052,386 ほか復興庁一括 計上分 109,067 | | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | | | |
| | 執行額 【千円】 | | 14,808,373 ほか復興庁一括 計上分 212,845 | 12,541,851 ほか復興庁一括 計上分 100,302 | | |
| | | | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <0> | | |
| 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | | | | | |
| 名称 | 年月日 | 関係部分抜粋 | | | | |
| 日本再興戦略 | 平成 25 年 6 月 | 第Ⅱ．三つのアクションプラン 一．日本産業再興プラン ⑤若年・高齢者等の活躍推進 ○若者の活躍推進 ・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。 中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化⑥」 大学・専門学校等で社会人受講者数を5年で24万人（現在12万人） | | | | |
| 第2期教育振興基本計画 | 平成 25 年 6 月 | 1．社会を生き抜く力の養成 （4）生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標3 自立・協働創造に向けた力の修得 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 【主な取組】 11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。 成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等） 【成果指標】 ②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況（就職率、早期離職率等）改善に向 | | | | |

| | | |
|--|-------------|---|
| | | <p>けた取組の増加 (キャリア教育・職業教育の充実等) ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 (履修証明プログラムがある大学の増加、(略)、社会人入学者の倍増)</p> <p>基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 【主な取組】 13-5 社会人の学び直しの機会の充実 スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職(出産等により一度離職した女性の再就職など)などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。このような観点から、イノベーションの創出を支えるプログラムや、就職や円滑な転職等につながるような実践的なプログラムを教育機関と産業界等との協働により開発することを通じて、大学・大学院・専門学校等における社会人の受入れ等を推進する。</p> |
| 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(教育再生実行会議第六次提言) | 平成 27 年 3 月 | <p>《社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会へ～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育～》</p> <p>1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ ○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。</p> <p>○ 大学、専修学校等は、民間企業などの多様な主体の参画の下で社会人教育プログラムを開発・提供する取組を推進する。その際、民間企業・団体や地方公共団体等と連携することにより、就業、起業、地域活動への従事などその後の実社会での活動に結びつくような支援を併せて行う取組を進める。また、国、地方公共団体は、地域や産業界のニーズを踏まえて、専修学校などの教育訓練機関を活用した公的職業訓練を一層推進する。</p> <p>2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ (女性の活躍支援等) ○ 大学、専修学校、社会教育施設等は、女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進する。国は、そのようなカリキュラム開発を積極的に支援、促進する。また、子育てや介護に従事している人が安心して学び続けられるよう、放送大学等による、キャリア支援のためのカリキュラムを充実したり、子育て中の人のため、大学による子供の保育環境の整備を推進したりする。</p> <p>○ 大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界との連携や、各種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参画につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設等とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果を生かした地域活動までの切れ目のない支援を行う。</p> |
| 消費者基本計画 | 平成 27 年 3 月 | <p>第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 (2) 消費者教育の推進</p> |
| 経済財政運営と改革の基本方針 2015 | 平成 27 年 6 月 | <p>第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 4. [3] (2) 消費者行政の推進 消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提となる。「消費者基本計画」に基づき、(略) 消費者教育や消費者志向経営の促進、公益通報者保護制度の推進、グローバル化等の進展に対応した相談体制の充実、高齢者等の見守りネットワーク構築など関係府省庁間の連携強化や地方における体制整備等を推進する。</p> |
| 女性活躍加速のための重点方針 2015 | 平成 27 年 6 月 | <p>3 (4) 地域社会における女性の活躍推進 ③地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法案の成立も受け、女性の様々なライフステージに応じ、適切な助言や情報提供を行い、関係機関・団体と連携して課題解決を目指す総合的な支援体制の整備を含め、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。</p> |
| 「日本再興戦略」改訂 2015 — 未来への投資・生産性革命 — | 平成 27 年 6 月 | <p>⑮「女性の暮らしの質」の向上 女性活躍を更に加速し、我が国経済の持続的成長につなげていくため、本年 6 月に取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針 2015」に基づき、女性参画の拡大に向けた取組や、社会の課題解決を主導する女性の育成、女性活躍のための環境整備等を推進する。</p> |

| | | |
|---|----------|---|
| まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて— | 平成27年9月 | Ⅲ3(3)② ◎地域における女性の活躍推進 ・地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制を構築し、女性の様々な活躍のステージに応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することを促進する。 ・「女性の活躍加速のための重点方針2015」に基づき、女性活躍のための環境整備等を推進する。 |
| 第4次男女共同参画基本計画 | 平成27年12月 | 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| 高齢社会対策大綱 | 平成24年9月 | 第2 分野別の基本的施策 3(1)ア 高齢者の社会参加活動の促進 (略) そのほか、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者要請などを図る。 3(2)ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備 (略) また、多様な学習機会の提供に係る基盤の整備として、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供・相談体制の充実、指導者の確保及び資質の向上を図るとともに、学習成果の適切な評価の促進を図る。 |
| 経済財政運営と改革の基本方針2015 | 平成27年6月 | 第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮 [1] 女性、若者など多様な人材力の発揮 生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、障害者等の活躍に向けた農業分野も含めた就労・定着支援、文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組み。 |

| | |
|---------|-------------------------|
| 主管課(課長) | 生涯学習政策局生涯学習推進課(岸本 哲哉) |
| 関係課(課長) | 生涯学習政策局男女共同参画学習課(高橋 雅之) |
| 関係課(課長) | 生涯学習政策局社会教育課(西井 知紀) |

| | |
|----------|---------------|
| 評価実施予定時期 | 平成29年度、平成34年度 |
|----------|---------------|